

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」 Ver. 12 に更新される
（内閣府） 1
- ◆ 「平成27年 地域児童福祉事業等調査結果の概況」が公表される
（厚生労働省） 3

◆ 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」 Ver. 12 に更新される（内閣府）

平成30年9月27日、内閣府は、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」 Ver. 12 をホームページに公表しました。

No. 134、No. 135 が追記されています。別添の資料1（41 ページ）をご参照ください。

公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 12《抜粋》

134 処遇改善等加算 I

【質問】

平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。

【回答】

派遣労働者については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するのであれば、算定対象となります。

一方、育児休業・産前産後休業を取得している職員（以下、「育休等取得者」）については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となります。また、育休等取得者本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象となりません。

135 日割り計算

【質問】

各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。

【回答】

月途中での入退所があった場合、加算部分を含め公定価格は日割りとなります（自治体向けFAQ.No132参照）。

ただし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、「各月初日の利用子どもの単価に加算」及び「3月初日の利用子どもの単価に加算」として加算については、日割り計算の対象から外れます。

上記のような加算についてはあくまで、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中で退所しても日割りは行いません。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されません。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆「平成27年 地域児童福祉事業等調査結果の概況」が公表される（厚生労働省）

平成30年9月28日、厚生労働省は、標記調査結果の概況を公表しました。

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的としています。平成27年は、保育所等利用世帯調査、認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査が実施されています。

保育所等利用世帯の状況をみると、「両親と子ども世帯」73.4%が最も多く、次いで「三世帯世帯」14.4%。父母の就業状況は、父「常勤」87.9%、母「常勤」68.0%と常勤の割合が最も高く、保育所等を利用する理由は「保護者の就労」95.6%。利用している保育所等を選んだ理由は「自宅から近い」が最も優先した理由となっています。

調査結果の概況は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 地域児童福祉事業等調査 > 結果の概要 > 平成27年 地域児童福祉事業等調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/15/index.html>